

就業規則 改定前 改定後 比較表

改定前	改定後
第3条 この規則で職員とは、第8条に定める手続きを経て法人に採用された者をいい、次に定める者は含まない。ただし、別に定める事項のほか、次に定める者についてもこの規則の一部を準用する。 ①非常勤職員	第3条 この規則で職員とは、第8条に定める手続きを経て法人に採用された者をいい、次に定める者は含まない。ただし、別に定める事項のほか、次に定める者についてもこの規則の一部を準用する。 ①専任職員
(有期契約非常勤職員の正規職員への転換採用) 第10条 フルタイムの有期契約非常勤職員で、正規職員を希望する者は、下記の要件をすべて満たした場合、正規職員として採用し、労働契約を締結するものとする。	(有期契約専任職員の常勤職員への転換採用) 第10条 フルタイムの有期契約専任職員で、常勤職員を希望する者は、下記の要件をすべて満たした場合、常勤職員として採用し、労働契約を締結するものとする。
第45条 ⑥リフレッシュ休暇 30日(事由が発生した日から1年以内に取得する。) (公休日を含む連続した日とする。) 上記⑤の基準日は、勤続年数が丸10年になる月の1日とし、非常勤の期間は2分の1で換算し端数は切り捨てる。	第45条 ⑥リフレッシュ休暇 30日(事由が発生した日から1年以内に取得する。) (公休日を含む連続した日とする。) 上記⑤の基準日は、勤続年数が丸10年になる月の1日とし、専任職員の期間は2分の1で換算し端数は切り捨てる。